

平成26年3月18日

会 員 各 位

(一社) 京都府LPガス協会
会 長 小 澤 八十二

緊急通行車両事前届出手続きについて

平素は、協会の事業推進に対して格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、警察庁において、大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れと災害対策基本法や大規模地震対策特別措置法等の災害時の緊急通行車両等の確認事務、交通規制の対象から除外する車両の一部の事前届出等について、新たに「大規模災害に伴う交通規制実施要領」が制定されました。

今般の制度の改正により、災害時に緊急交通路として交通規制がなされ、一般車両等が通行禁止となった場合でも事前に緊急通行車両として届け出ることにより審査が省略され、交付された確認標章の提示で速やかに避難所等への物資搬入が行えることとなりました。

つきましては、緊急通行車両事前届出手続きを希望される事業所におかれては、下記の書類を京都府警察本部又は管轄の警察署へ提出されるようお願いいたします。

なお、届出車両の廃車、買換え、事業者名（使用者名）の変更等があった場合は、届出済証の返還、新規届出が必要となりますので念のため申し添えます。

記

1 提出書類

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 緊急通行車両等事前届出書 | 2部 |
| (2) 自動車車検証の写し | 2部 |
| (3) 協会会員証明書（協会作成発行） | 2部 |
| (4) 会員あて協会長名の本通知文書の写し | 2部 |

2 参考資料

- 災害対策基本法による指定地方公共機関
- 災害時におけるLPガス供給に関する協定締結一覧